

災害時における協力体制に関する協定書

小城市（以下「甲」という。）と学校法人永原学園西九州大学（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小城市内で災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力要請等）

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる目的を達成するため、この協定の内容に従って可能な限り協力に努めるものとする。

2 甲及び乙は、それぞれ職員のうちから連絡責任者を定め、当該職員を通じて相互に協力の要請を行うものとする。

3 協力の要請を行う場合は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第4条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における一時避難所としての対象施設の提供
- (2) 災害時における避難所等への乙の教職員及び学生ボランティアの募集並びに活動支援
- (3) その他災害に関し相互に協力が必要と認められる事項

（一時避難所としての対象施設の提供）

第5条 第4条第1号の規定により、一時避難所として利用する対象施設は、西九州大学小城キャンパス2号館の一部とする。

2 対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した苦情紛争等は、甲の責任で対応を行う。

3 一時避難所としての開設期間は、2週間程度を目安とし、甲乙協議をして決定するものとする。また、甲は、一時避難所を閉鎖するときは、当該施設を現状に復し、乙の確認を受けた後で引き渡すものとする。

（教職員及び学生ボランティア）

第6条 甲は、災害による被害が甚大なときは、第4条第2号の規定により、乙に対し教職員及び学生ボランティアの募集並びに活動支援を要請し、乙はこれに協力するものとする。

（費用）

第7条 第4条第1号に規定する施設の提供及び設備の利用に係る費用は、無償とする。ただし、利用に係る諸費用は、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示がないときには、この協定の有効期間を1年延長するものとし、以降この例による。

（協議）

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年3月30日

甲 小城市三日月町長神田 2312 番地 2

小城市長

南里隆

乙 小城市小城町 176 番地 27

学校法人 永原学園

西九州大学学長

兒玉浩明

「災害時における協力体制に関する協定書」について

〈避難所としての位置づけ〉

指定避難所を開設し、必要と判断した場合に開設する一時的な避難所として位置付ける。

〈協定協議事項〉

●協力要請等（第3条）

時間外、休日を含めた連絡方法や連絡先、鍵の受け渡し方法等の協力要請の連絡体制は以下のとおりとする。

【小城市】防災対策課：0952-37-6119

平日：防災対策課を連絡窓口とする。

時間外、休日：防災対策課を連絡窓口とする。

時間外等の場合は、電話を守衛室が受け、防災担当職員へ連絡が行く。

【西九州大学】小城キャンパス事務局総務課：0952-37-0132

平日：西九州大学小城キャンパス事務局総務課を連絡窓口とする。

時間外、休日：西九州大学小城キャンパス事務局総務課を連絡窓口とする。

時間外等の場合は、総務課担当職員へ電話連絡する。

※施設の開錠については、平日であれば、西九州大学小城キャンパス事務局総務課で管理。時間外、休日は、総務課担当職員へ連絡後、警備会社を通じて開錠を行う。

●一時避難所としての対象施設の提供（第5条）

西九州大学小城キャンパス2号館の一部を提供範囲とする。（別紙位置図）

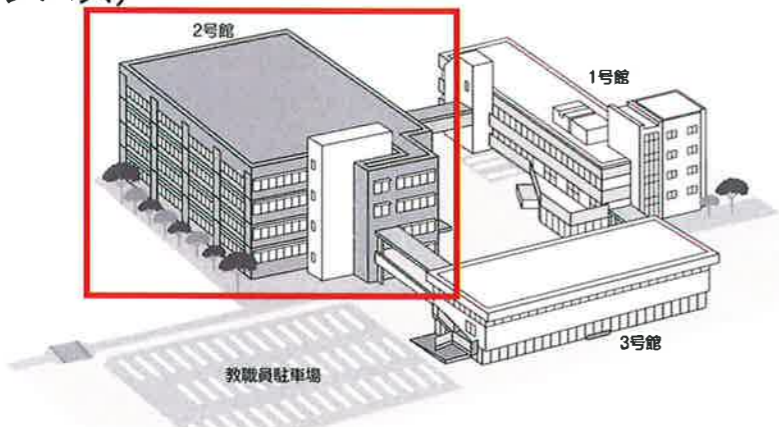
- 1階 ・多目的ホール
- 2階 ・基礎・成人・老年看護学実習室
- 3階 ・在宅・精神・公衆衛生看護学実習室
- ・母性・小児看護学実習室
- ・中会議室兼ゼミ室
- ・カンファレンス室兼ゼミ室
- ・助産学実習室

●費用（第7条）

利用に係る諸費用とは、寝具等を借用した場合のクリーニング代（クリーニングで対応できない場合は、新規購入）、使用した消耗品等の費用、光熱水費等を想定する。

また、避難者が必要とする物品（食料、飲料水等）については、甲の備蓄品で対応する。

(小城キャンパス)



《小城キャンパス》

2号館

